

平成 25 年度 第 1 回東広島市環境審議会 議事要録

■日時：平成 25 年 6 月 11 日（火）13:30～16:00

■場所：東広島市役所 会議室 303

■出席者：《配席表及び委員名簿参照》

○委員：鈴木会長、加栗副会長、市川委員、上田委員、橋野委員、早田委員、串山委員、渡辺委員、弓場委員、蔵田委員、黒杭委員、高藤委員、中野委員、久保委員、矢中委員

○蔵田市長（諮問書読み上げ）

○事務局：生活環境部長 前延部長

環境対策課 西村課長、諏訪係長、丹下主査、酒見主任、津山主任主事

○欠席：今岡委員、杉原委員、野田委員、水野委員、常田委員

■配布資料

○次第

○東広島市環境審議会委員名簿

○配席表

○資料 1 「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」について

○資料 2 環境基本計画における平成 24 年度の取り組み状況

○資料 3 各主体共通の目標の実績数値

○資料 4 環境基本計画における平成 25 年度の取り組み予定

○参考資料 1 取り組みの体系

○参考資料 2 環境基本計画進行管理スケジュール

■議事概要

1 開会

《事務局による開会》

《市長による挨拶》

《市長による諮問》

東広島市環境基本条例第 22 号の規定に基づき、「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」環境審議会に諮問した。

《事務局による諮り事項》

2 議事

議事 1：悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

○事務局による資料 1 の説明

○説明に対する質問意見等

○委員

・臭気指数規制を導入した後は、定期的にモニタリングを行うのか。それとも苦情があった場合に測定を行うのか。

○事務局

・悪臭については環境基準がない。他市の事例を見ても、苦情があった場合はこれまでと同様

に現地確認や、原因者に「お願い」に伺うなどの対応をし、強い臭気が認められたときには、臭気測定を行うようになる。すでに導入している自治体では、苦情件数について環境白書で公表しているところもある。

○委員

・規制を導入した市町が、導入後に何かトラブルはなかったか。

○事務局

・次回詳しく説明させていただくが、ある市では、悪臭苦情があった養鶏・養豚場で、臭気指数を測定してみたら、測定値が低い値であったため、それ以降は周辺住民の方にモニターになってもらい、強い臭気を感じたら連絡をもらうようにしている。また、ある市では臭気指数を導入したことにより、苦情者・原因者の双方に説明が付きやすくなり、良かったと言われていた。

○委員

・臭気指数規制と濃度規制があるが、東広島市では臭気指数規制を選択し、濃度規制は必要ないということか。

○事務局

・市内で両方の規制方法を同時に導入することはできない。どちらかを選ぶかは審議会で意見をいただきながら決めていきたい。最近では複合的な臭いに対する苦情を受けることが多く、臭気指数規制を導入している自治体が多いこともあることから、まずは臭気指数規制を提案させてほしい。

○会長

・併用はできないと資料（法4）にある。全国的な動向を踏まえて、まずは臭気指数の導入を提案したいという説明であった。特定の化学物質についてであれば濃度規制で対応できるが、複合的な臭いになると対応できるのは臭気指数規制ということになる。

また、環境基本計画では化学肥料を使わない環境保全型農業を推奨しているが、化学肥料の代わりに堆肥の使用が増えることで悪臭の苦情が増える可能性がある。規制の導入によって、市内で農業ができなくなったら困る。いろんなことを想定して検討していかなければならない。

○副会長

・風向きによって臭いの感じ方が変わることを考えれば、濃度規制の方が明確に判断できるとも考えられる。どちらの方法も一長一短あるがどう考えるか。

○事務局

・他市事例について確認し、次回報告させてほしい。なお、悪臭苦情については、苦情が発生したときと同じような天候等を考慮して、臭気が強いときに現地確認をするよう考えている。

○会長

・濃度規制の場合は22の物質に対して基準が決められているが、複合的な臭いの場合は濃度測定ができるのか、どう評価するのかを調べておいてほしい。

○委員

・濃度規制の場合は22物質あるが、大気汚染防止法にも規制対象となっている物質がある。悪臭と大気汚染は似ていると思うのだが、どちらが優先されるのか。

○事務局

・大気汚染防止法は有害な物質の拡散を防止することを目的としたもの、悪臭規制法は感覚的

な公害を防止するものである。もし、有害物質が風に乗って悪臭とともに広がっているとすれば、人の健康被害を防ぐことが優先されるので、大気汚染防止法からの規制が優先される。

○委員

- ・二つの法律で規制されている物質は重なっているのか。

○事務局

- ・調べて次回報告させてもらう。

○委員

・例えば、野焼きでは、喘息のある子供に影響があると同時に、洗濯物に臭いが付くなど、両方の悪い面があるので、その辺を確認したかった。あくまでも健康被害を防ぐことが優先されるということで良いか。

○事務局

・そのような考え方になる。もし、有害物質を含む排水が原因の悪臭苦情があった場合には、水質の規制をする水質汚濁防止法が優先される。また、野焼きの場合は悪臭規制法の対象となる「事業活動」と言えるか判断するのも難しいところだ。

○委員

- ・2種類の悪臭規制の方法は、どちらが測定費用がかかるのか。

○事務局

・今後、調べておく。臭気指数は臭気測定士が実際に臭いをかいで測定を行うのでその分の人件費がかかる。

○委員

- ・広島市と福山市が濃度規制から臭気指数規制に変更した理由を調べておいてほしい。

○事務局

- ・次回までに調べておく。

○会長

・規制方法の選択については、費用よりもどちらの規制の方が適した対応ができるかどうかを考えて決める必要がある。

○委員

・事業所からの排水によって、水路で悪臭が発生した場合は、水質汚濁防止法と悪臭規制法のどちらで規制するのか。

○事務局

・有害物質の排出により発生している場合には、水質汚濁防止法から規制することになるが、土砂の堆積により悪臭が発生し、その悪臭が浚渫することで防げるのであれば、機能管理の面から考えて水路管理者が悪臭を防止するための適切な対応を行うことが必要だと考える。

○委員

- ・今まで悪臭規制法の規制基準がなかった状況では、悪臭苦情は対応できなかったのか。

○事務局

- ・対応はしていたが、あくまでも「お願い」というスタンスで対応していた。

○会長

・過去にもいろんな悪臭苦情があったとのことであるが、ここ数年で悪臭の内容に変化はなかったか。

○事務局

- ・酪農業、製造業等、同じような業種に対する苦情であり、大きな変化はなかった。

○副会長

- ・広島市内の東雲で、れんこん生産業者に対する悪臭苦情が起きて、生産業者が東広島市の方へ移動したという経緯があるが、東広島市内において、れんこん生産業者に対する苦情はないか。

○事務局

- ・少なくともここ数年はない。

○副会長

- ・福山市や岩国市などでもレンコンの生産が盛んである。そのような事例がないか調べてほしい。

○委員

- ・継続事例は、苦情があるたびにその都度何度も対応しているのか。対応してもまた悪臭が発生しているということか。

○事務局

- ・何度もお願いには伺ったが、悪臭の規制基準がないため「お願い」しかできず、悪臭が再発していたものである。対応策があるのに発生源側が対応しないケースも含め規制基準ができれば、改善勧告ができるようになる。

○委員

- ・悪臭規制法は事業者を対象としているが、個人に対する苦情には対応してくれるのか。

○事務局

- ・一個人と一個人の間での話であれば、市は関与しないが、一個人が出している臭いに対して、複数の人が「悪臭」として感じている場合には公害として対応する。ただし、(事業活動ではない)個人の活動は悪臭防止法の対象にならないため、原因者に対して「お願い」しかできない。

○委員

- ・行政によって開発が行われ、市の管轄のため池に悪臭が溜っているところがある。そのため、その池の水を農作業に使うと、田んぼの水まで臭ってくる。悪臭規制法によりこのような場合も規制できるということか。今後、市としてどう対応していくか。

○事務局

- ・開発によって事業場から水路に流れ込んだ排水から悪臭が発生しているのであれば、それが確認された時点で規制の対象となる。規制が導入されることにより、そのような悪臭にも対応できるようになると考える。

○委員

- ・これから規制の導入を検討していく中で、このような事例にも対応していけるようにお願いしたい。

○会長

- ・この問題も重要な問題である。次回までに回答できるようにしておいてほしい。

今後の予定としては、事務局が夏に市内事業所を対象とした臭気測定をした後の10月頃に勉強会を開催したいとのことであるため、またそのときにしっかり議論をお願いしたい。その際には、委員各位には出席をお願いする。

議事 2：東広島市環境基本計画の進捗状況等について

○事務局（環境対策課）による資料 2・3のうち「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」について説明

○説明に対する質問意見等

○委員

・「⑥潤いある市街地景観の創出について」は取り組みがないが、今後の取り組み予定はどうか。

○事務局

・どのような取り組みができるか内部でも議論はしているが、まだ方向性が出ていない。今後も議論を続けていく。

○委員

・京都や廿日市では景観条例を作り、コンビニの看板の色などに配慮されている。市街地景観について東広島市としてどうしていくのか検討してほしい。

○会長

・エコファーマーの認定件数が目標値を大きく上回っているが、これは成果があったのか、目標値が低かったのか、どちらだと考えるか。

○事務局

・平成 23 年度に JA 広島中央野菜振興協議会の構成員が認定を受けたことにより、認定件数が大幅に増加したものである。目標値は、年に 1 件を目標に認定をしていく考えで設定されている。

○会長

・これはまとまった地区で認定を受けたものか。

○委員

・東広島市の主要産品であるピーマンの生産者部会において減化学肥料を推進しており、この度、全員エコファーマーの認定を得るようにしたことから認定件数が増えたものである。減化学肥料を進めることにより、堆肥の使用が増えるのだが、畜産農家が減ってきているため、堆肥の供給量が減っている。また、野菜を植える時期は各農家で同じような時期に集中してしまい、一時的に堆肥が足りなくなることもある。そこで、早めに堆肥をもらって、一時堆肥を保管することが必要になってくる。しかし、先ほどの悪臭規制のことを考えると、堆肥の保管が難しくなるかもしれず、頭が痛いところである。

○委員

・近年、かつての農村地帯で宅地開発が進み、住宅が増えると、肥料などの臭いに対する苦情が増えることが考えられる。農業と住宅を共存させるために、農業についての環境学習を進めることが大事である。皆さん減農薬の野菜を食べたい一方で、有機肥料の臭いを嫌う。環境学習にこういったこともどんどん取り入れていかないといけない。環境学習時間が減っていることは残念である。

○会長

・悪臭規制法が日本の主要な産業である農業が追いやられる規制になると問題である。農業に対する市民の理解は必要だ。

○副会長

- ・公園里親制度があるが、個人的には、取り組みが鈍化しているような感じがする。

○事務局

- ・資料が分かりにくく申し訳ないが、団体数は増えている。入札参加資格に「里親制度」の登録を入れたことにより、業者による登録が増えた。

○会長

- ・水洗化人口普及率は、浄化槽込みの数値か。

○事務局

- ・浄化槽込みの数値である。なお、平成 22 年度のデータに浄化槽分の欠損データがあったことから、今回はその分も追加している。

○委員

- ・騒音の適合率が下がっているが、今後のどのような対応をするのか。

○事務局

- ・自動車による騒音については、道路の舗装状態の改善について道路管理者への要望や、渋滞の緩和について進めていきたい。

○副会長

- ・東広島市は 30 年で 1 度の気温上昇が起きている。山林による二酸化炭素吸収が大事なのだと思うのだが、西条・山と水の環境機構がいろいろな活動を行っているように、このような活動を全体的に進めていく必要があると思うのだが、いかがか。住民自治協議会でも環境部会があるとところもあるので、その辺を取り込んでいったらどうか。

○事務局

- ・担当課へフィードバックし、今後の取り組みに反映させたい。

○会長

- ・この付近の森林面積が減っているということはないか。この辺を含めて、温室効果ガスの吸収のことなど、調べておいてほしい。

○事務局

- ・森林面積は減っている。そのような中で、間伐などの山の手入れをすることを目的として、広島県では森づくり県民税が導入されており、それが東広島市にもフィードバックされ山の手入れなどを行っている。

○副会長

- ・横浜市は、森林保全に使うことを目的とした税金を住民税に上乗せしている。森林保全も悪臭規制についても市民の納得と協力が必要である。

○事務局

- ・環境白書にも「市民一人ひとりができることから地球温暖化対策に取り組む責任がある」と記しているように、市民の理解と協力は必要不可欠である。

○事務局（環境対策課）による資料 2・3 のうち「身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち」について説明

○説明に対する質問意見等

○委員

・ごみの有料化については、以前から審議会でも議論しているが、市民1人1日当りのごみ排出量は増えている。ごみの量が減らないと、有料化になってしまう。議論したときは市民の多くが気を付けなければと思ったであろうが、少し忘れられているのではないか？市民に働きかけなければいけないのではないか。もちろん、私たちも努力が必要である。増えた理由はわかっているか。

○事務局

・ごみの排出量が増えた原因は不明である。

○委員

・「⑭省エネルギーの推進」にある、市役所新庁舎建築時に導入した省エネシステムについてであるが、導入されたシステムはだいぶ前からあるものではないか。当初は地熱エネルギーの話もあったように思う。もっと、先進的なシステムを導入して、省エネのモデルになるべき建物であるのに、時代遅れなシステムばかりだ。他に何かないのか。

○会長

・太陽光パネルが設置されているが、あまり規模は大きくないものだと聞いている。

○事務局

・太陽光は10kWのパネルである。新庁舎ができてから、1～3月の電気料金を確認した。建物の容積は1.6倍になっているが、1月は試験的に全部動かして、電気料金は1.4倍程度であった。3月は必要な分だけ動かしたところ、1.2倍に抑えられた。

○委員

・古い設備が新しくなったのだから個々の電気機器の性能が上がり、特に努力をしなくても電気料金が減るのは自然なことではないだろうか。

○事務局

・職員一人一人の心がけとして不要な電気製品を撤去したり、電力の集中管理も行っている。

○会長

・駐車場緑化によって、どれだけ温暖化対策に寄与しているか、分かればデータを提示してほしい。

また、公共施設からの二酸化炭素排出量は、平成22年よりも平成23年の方が少なくなっており、一定の成果はあったと見てとれるが、目標値がまだ示されていない。これはいつごろ示されるのか。

○事務局

- ・データはとっていない。
- ・目標値は7月には示せると思う。

平成24年度の二酸化炭素排出量については現在集計中であるが、電気使用量から仮に算定すると6,535tである。

会長

・まちづくりキャンペーンの人数減の理由は何か。

○事務局

・各地域の不法投棄が減ったことにより参加者が減ったことと、市のPR不足により参加者が

減ったことがあるのではないかと考えている。また、まちづくりキャンペーン以外でも、各地域で清掃活動をしてもらっているところも多くあり、それで参加者が減っていることが考えられる。

○事務局（環境対策課）による資料2・3のうち「環境を守り・伝える心と活動を育むまち」について説明

○説明に対する質問意見等

○委員

・私は「ワインと酒とエネルギーのつどい」に参加させてもらい、「エコネットひがしひろしま」という組織が理解できて良かったのだが、一般の人には「エコネットひがしひろしま」がどのような組織なのかわかりにくい。市が主体なのか、市民が主体のかなど説明してほしい。

○事務局

・事務局は市の環境対策課で行っているが、基本的には市民の方に構成してもらっている団体である。設立時に、市とパートナーシップ宣言を結んでもらっており、いろんな取り組みを行っていかうということになっている。今年度から、事務局長に市民の方に就いてもらっており、今後、さらに市民の方を中心に組みんでいていただけのものと考えている。

○会長

・「エコネットひがしひろしま」以外の、住民自治協議会などの地域の方々の活動についても情報を集める工夫をしていくと、環境基本計画に沿った活動をもっと多く掲載できるのではないかな。

○事務局

・本計画では、「エコネットひがしひろしま」は市民や事業者について啓発をする位置づけとしており、エコネットひがしひろしま会員の方々の取り組みについて情報を集め、掲載させてもらっていたが、今回、計画への取り組みに対するパブリックコメントを行うときに、今の意見も踏まえ、市民の方から各地域で行われている環境に関する活動情報を集めていきたいと考えている。

○副会長

・私の地域の住民自治協議会ではホームページを立ち上げており、環境活動を掲載していきたいので、それも見てほしい。

○事務局

・参考にさせてほしい。住民自治協議会でも環境に関する取り組みは進んでいくものと考えている。市としてもさらにアンテナを広めて、どんどん情報収集していきたい。

○平成24年度の取り組み全体に対する質問意見等

○委員

・評価をすることは難しい。地域で行っている取り組みは情報を収集していけると思うが、個人個人の意識がどう変わっていくかが大事なので、市民アンケートの結果を見ないと、本当の評価はできない。啓発についての報告ばかりで、それによって市民がどう変わったのか知れた

い。

○会長

- ・では、事務局は今日出された意見をまとめてほしい。

○事務局（環境対策課）による資料4について説明

○説明に対する質問意見等

○会長

- ・環境学習の授業時間など目標数値で達成されなかったものについて、何か取り組み予定はあるか。学校で計画してもらわなければ難しい部分もあるが。

○事務局

- ・市民・事業者の取り組みを紹介したハンドブックを学校に配布して、講師とのアドプトを考えている。

○会長

- ・ごみについてのハンドブックは近所でも評判が良い。このような形で今後もいろいろな活動をお願いしたい。

3 今後の予定について

○事務局による説明

- ・本日いただいた平成24年度の環境基本計画の取り組み状況への意見、提言について取りまとめ、6月下旬に市民へ公表し市民意見を募集する。
- ・集まった市民意見は、7月上旬に関係各課やエコネットひがしひろしま会員へフィードバックし対応の検討をお願いする。
- ・市民意見への対応については平成26年4月に関係各課やエコネットひがしひろしまへ照会し、同年6月に報告予定である。
- ・議事要録は会長に確認いただき、議事要録と市民意見で公表する資料は各委員へ送付する。
- ・環境審議会については、10月には悪臭規制法の勉強会を開催する予定である。また、2～3月頃にごみの有料化等について審議をお願いする予定としている（廃棄物対策課）。

4 閉会

○会長による閉会の挨拶

以上